

改正後	改正前
（一時保護の通知） 第十九条 児童相談所長又は知事は、法第三十三条第一項、<u>第二項、第二十一項又は第二十二項</u>の規定により、一時保護を行い、<u>又は行わせた</u>ときは、速やかに、一時保護通知書（別記四十四号様式）により、当該一時保護に係る児童の保護者に通知するものとする。	（一時保護の通知） 第十九条 児童相談所長又は知事は、法第三十三条第一項、<u>第二項</u>の規定により、一時保護を<u>加え、又は加えさせた</u>ときは、速やかに、一時保護通知書（別記四十四号様式）により、当該一時保護に係る児童の保護者に通知するものとする。